

男鹿市

# ご遺族の方へ

この冊子では死亡届を提出されましたことに伴い、亡くなられた方に関係するお手続きの担当窓口をご案内いたします。

該当する項目のある方は、各担当窓口にてお手続きください。

なお、すべての手続きをご案内できるものではありませんので、ご了承ください。



生活環境課 市民サービス班  
令和7年4月現在

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

男鹿市では、それらのうち主に市へ申請・届出いただく分を、少しでもわかりやすく簡単に済ませていただけるよう、ハンドブックを作成し、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

男鹿市長

菅原 広二

窓口にお持ちいただくもの

来庁される方のもの

□お越しㄧただく方の本人確認書類

○顔写真付きの書類（1点で確認）

運転免許証、マイナンバーカード、障がい者手帳、パスポート、在留カード 等

○顔写真付きの書類をお持ちでない場合（2点で確認）

資格確認書等、介護保険証、年金手帳、各種受給者証 等

□預貯金通帳（相続人代表・喪主）

□国民健康保険資格確認書等

□委任状

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合

※ 印鑑（相続人代表・喪主）は、この冊子でご案内している手続きでは不要ですが、他の機関では必要な場合もございます。

お手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

来庁される際には必ず本人確認書類をご持参ください。

## 亡くなられた方のもの

下記に該当する場合は、男鹿市役所、若美支所、いとく市民サービス窓口または各コミュニティセンター（各コミセン）に返納していただきますようお願いします。また、各手続きに必要なものの詳細につきましては、次ページ以降をご参照ください。

- 国民健康保険資格確認書等（亡くなられた方が世帯主の場合のみ亡くなられた方と同じ世帯の加入者全員分）・後期高齢者医療資格確認書等
- 福祉医療費受給者証（白色・ピンク色・青色・灰色）
- 印鑑登録証　登録番号【        】
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 介護保険被保険者証（黄色）
- 住民基本台帳カード
- 上記以外の、市から発行された手帳等

※亡くなられた方の書類につきましては、紛失してしまった場合など、お持ちいただけなくともご案内できます。

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	手続き・必要なもの	受付窓口 問い合わせ
生活	印鑑登録 をしていた方	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返納 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 ※3ページ『窓口にお持ちいただくもの』に 記載された番号のものを返納してください。	<b>受付</b> • 生活環境課 • 若美支所 • いとく市民サービス窓口 • 各コミセン※ ※船越、脇本、五里合、男鹿中、戸賀、椿コミセンで世帯主変更はできません
	世帯主が亡くなられたとき	<input type="checkbox"/> 世帯主変更 世帯員が2人だった場合は自動的に変更いたします。 3人以上いる世帯の世帯主が亡くなられた場合、別の世帯員が世帯主になる必要があります。 ◎窓口で死亡届を出された場合… 受付時に世帯主になる方を確認しております。 ◎閉庁日・夜間に届出された場合… 後日、職員が電話で確認させていただきます。	<b>担当</b> 生活環境課 市民サービス班 0185-24-9111
	住民基本台帳カード をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返納 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード ※カードは使用できなくなります。	<b>受付</b> • 生活環境課 • 若美支所 • いとく市民サービス窓口 • 各コミセン
	マイナンバーカード (個人番号カード) もしくは 通知カード をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 個人番号カード・通知カードを返納 していただく必要はありません  ※相続の手続きなどで亡くなられた方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまでは保管をお願いします。 諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分いただいて結構です。	<b>担当</b> 生活環境課 市民サービス班 0185-24-9111

区分	対象者	手続き・必要なもの	受付窓口 問い合わせ
保 険	国民健康保険 であった方	<p><input type="checkbox"/>資格確認書等の返納</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険資格確認書等</p> <p>※該当する場合、下記の書類もお持ちください。</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢受給者証 (70歳から74歳までの方)</p> <p><input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証</p>	
		<p><input type="checkbox"/>葬祭費支給申請</p> <p>葬儀を執り行った喪主の方に葬祭費（5万円）が支給されます。申請できる期間は、葬儀を行った日の翌日から2年です。</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主（葬儀を執り行った方）の預金通帳</p>	
		<p>（※亡くなられた方が世帯主であった場合）</p> <p><input type="checkbox"/>国民健康保険資格確認書等交付</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同世帯の国民健康保険 資格確認書等</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">受付</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境課</li> <li>若美支所</li> <li>いとく市民サービス窓口</li> <li>各コミセン</li> </ul>
	後期高齢者医療制度 に加入していた方	<p><input type="checkbox"/>資格確認書等の返納</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書等</p> <p>※該当する場合、下記の書類もお持ちください</p> <p><input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p><input type="checkbox"/> 限度額適用認定証</p> <p><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">担当</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>生活環境課 保険班</div> <div>0185-24-9112</div> </div>
		<p><input type="checkbox"/>葬祭費支給申請</p> <p>葬儀を執り行った喪主の方に葬祭費（5万円）が支給されます。申請できる期間は、葬儀を行った日の翌日から2年です。</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主（葬儀を執り行った方）の預金通帳</p>	
	○福祉医療費受給者 証をお持ちの方（身 体障害者手帳、療育 手帳、精神障害者保 健福祉手帳1級をお 持ちの方、18歳まで の子ども）	<p><input type="checkbox"/>福祉医療費受給者証の返納 (マル福)</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証（白・ピンク・青色・灰 色）</p>	

区分	対象者	手続き・必要なもの	受付窓口 問い合わせ
福祉	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 手帳の返還 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳返還書 (用紙は窓口にあります)	<b>受付</b> ・福祉課福祉班 ・若美支所 ・いとく市民サービス窓口 ・各コミセン <b>担当</b> 福祉課福祉班 0185-24-9120
介護	65歳以上の方 介護認定を受けている方	<input type="checkbox"/> 介護保険証の返還 <input type="checkbox"/> 介護保険証（黄色） ※該当する場合、下記の書類もお持ちください <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（ピンク色） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（黄緑色）	<b>受付</b> ・生活環境課 ・介護サービス課 ・若美支所 ・いとく市民サービス窓口 ・各コミセン <b>担当</b> 介護サービス課 介護班 0185-24-9119
税金・保険料	市・県民税が課税されている方 固定資産・軽自動車を所有している方 国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主 介護保険・後期高齢医療の被保険者の方	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届の提出 <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 ※相続人代表者指定届とは、相続人を代表して賦課・徴収に関わる書類を受領する方を指定していただくためのものです。この届出は相続を確定させるものではありません。不動産の相続による所有権移転登記とは関係ありません。相続登記については10ページをご覧ください。	<b>受付</b> ・税務課 ・若美支所 ・いとく市民サービス窓口 ・各コミセン <b>担当</b> 税務課課税班 0185-24-9134
	<input type="checkbox"/> 今後の納税に関する手続きについて 被相続人の税金・保険料は相続人に引継がれます。 お手元の納税通知書により、相続人が連帯して納付してください。 ※納税通知書を紛失した場合や、不明な場合は、税務課債権管理班へお問い合わせください。		<b>受付</b> <b>担当</b> 税務課債権管理班 0185-24-9136

区分	対象者	手続き・必要なもの	受付窓口 問い合わせ
水道・ガス	水道・ガスの使用者・所有者	<p><input type="checkbox"/> 使用開始・再開</p> <p>企業局管理課へ連絡をお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/> お客様番号が書かれている書類</p> <p>検針票、納付書 等</p> <p><input type="checkbox"/> 水道・ガスを使用する場所</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名</p> <p><input type="checkbox"/> 連絡先</p> <p><input type="checkbox"/> 立ち会い可能な時間（ガスの開栓時）</p> <p>※家屋内の蛇口等が開いていると開栓出来ませんのですべて閉めてください。</p> <p>※水道を再開する場合、初回料金請求時に再開栓手数料として500円（税抜）いただきます。</p> <p>※混雑いたしますと、ご希望の日時に伺えない場合がございますので、早めにご連絡ください。</p> <p>※土日、祝日は作業しておりません。お申し込みは平日にお願いします。</p>	<input type="button" value="受付"/> <input type="button" value="担当"/> 企業局管理課 お客様サービス班 0185-46-4103
		<p><input type="checkbox"/> 使用中止（一時停止・廃止）</p> <p>企業局管理課へ下記の内容の連絡をお願いします。料金の精算方法や連絡先等を確認します。</p> <p><input type="checkbox"/> お客様番号が書かれている書類</p> <p>検針票、納付書 等</p> <p><input type="checkbox"/> 水道・ガスの使用をやめる場所</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名</p> <p>※家屋内の水道は凍止栓等により管の水抜きをしっかり行ってください。管の中に水が残っていると、冬期間に凍結、破損する場合があります。</p> <p>※給湯器等の水抜きもしっかり行ってください。</p>	

区分	対象者	手続き・必要なもの	受付窓口 問い合わせ
水道・ガス	水道・ガスの使用者・所有者	<p>□使用者・所有者の名義変更</p> <p>◎郵送で手続きを行う場合…</p> <p>住所及び現在の使用者名（所有者名）をお知らせください。所定の用紙と返信用封筒を郵送いたします。必要事項を記入の上、企業局にお送りください。</p> <p>※口座の変更は各金融機関、郵便局での手続きとなります。</p>	<p>受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境課</li> <li>・若美支所</li> <li>・いとく市民サービス窓口</li> <li>・各コミセン</li> </ul> <p>担当</p> <p>企業局管理課 お客様サービス班 0185-46-4103</p>
農林	森林の土地の所有者 (相続登記が完了したとき)	<p>森林の土地の取得所有者の名義変更については、農林水産課 水産林業振興班にて届出が必要です。</p> <p>※相続登記が完了した際、登記完了証の写しをご持参ください。</p>	<p>受付 担当</p> <p>農林水産課 水産林業振興班 0185-24-9139</p>
	農地の所有者 農地の生前一括贈与を受けた贈与者または受贈者	<p>相続登記が完了してから届出手続き等が必要です。(登録完了証をご持参ください。)</p> <p>農業委員会事務局へご相談ください。</p>	<p>受付 担当</p> <p>農業委員会事務局 0185-24-9153</p>
	農業者年金の受給者または加入者	<p>死亡の届出が必要です。未支給年金の請求が必要の場合もあります。</p> <p>※この場合以下の書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の農業者年金証書</li> <li>・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し</li> <li>・請求者となる方の預貯金通帳</li> </ul> <p>必要書類を持参し、JA 窓口でお手続きしてください。</p>	

区分	対象者	手続き・必要なもの	受付窓口 問い合わせ
空き家・空き地	市内空き家・空き地の賃貸や売却、解体をお考えの所有者	<p><input type="checkbox"/>賃貸や売却 男鹿市空き家バンク・空き地バンクへの登録が可能です。 ※バンク登録に当たっては、現所有者への所有権移転登記等の手続きや所定の審査があります。</p> <p><input type="checkbox"/>解体 要件を満たした場合、解体費用の一部を助成します。 詳しくは、危機管理課へお問い合わせください。</p>	<input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 担当 危機管理課 危機管理班 0185-24-9113
市営住宅	市営住宅入居者	<p>退去や承継承認等の手続きが必要です。</p> <p>詳しくは、建設課都市計画班へお問い合わせください。</p>	<input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 担当 建設都市計画課 計画班 0185-24-9144
年金	年金を受給している方 年金に加入している方	<p>亡くなった方の年金の加入状況、受給状況により手続きが異なりますので、秋田年金事務所へお問い合わせ下さい。</p> <p>詳しくは 11~13 ページをご覧ください。</p> <p>※共済年金受給者の方については、年金証書等をご確認いただき、各共済組合にお問合せください。</p>	年金の種類により受付先は秋田年金事務所か市役所のどちらかになります <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田年金事務所 (・街角の年金相談センター秋田)</li> </ul> 018-865-2392 市役所での窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境課</li> <li>・若美支所</li> </ul> <input type="checkbox"/> 担当 生活環境課 市民サービス班 0185-24-9111

## 市役所以外で手続きに要する証明書等について

○市役所以外で行う手続き（年金・銀行・生命保険・相続 等）に必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

### ○亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍の発行について

届出後、届出内容の戸籍審査等に時間をするため、死亡の記載のある戸籍が作成されるまでに日数がかかります。

届出当日や翌日に戸籍全部（個人）事項証明書・除籍全部（個人）事項証明書等を発行することはできません。

窓口での取得が難しい場合は、0185-24-9111（生活環境課市民サービス班）へご相談ください。

«戸籍等証明書の発行が可能な窓口»

生活環境課、若美支所、いとく市民サービス窓口、北浦コミュニティセンター

### ○戸籍証明書等の広域交付について

本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書等が取得できるようになりました。請求できる条件としては、直系親族の方で運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書の提示が必要となります。

«広域交付の対象でないもの»

・個人事項証明書（抄本）、戸籍の附票等　・コンピュータ化されていない一部の戸籍、除籍

## 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

○相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続することが義務になりました。

○令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記がなされていないものは、義務化の対象になりました（3年の猶予期間があります。）。

○相続登記は法務局で申請する必要がありますので、ご不明な点があればお近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士等にご相談ください。

## 相続土地国庫帰属制度について

○相続した土地を手放したいときに、相続人が一定の要件を満たした場合に土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が令和5年4月27日から開始しています。制度の詳細等は、「秋田地方法務局」および「法務省」のホームページをご覧ください。

問い合わせ先：秋田地方法務局 登記部門 018-862-1174

## 年金の手続きについて

必要な手続きについて、該当する下記の書類をお手元にご用意の上、年金事務所へお問い合わせください。

秋田年金事務所  018-865-2392

※音声案内「1」→「2」を押してください。

- 年金手帳（基礎年金番号通知書）
- 年金証書
- 振込通知書や額改定通知書等の相談者本人であることが確認できるもの

※代理の方がご相談に来られる際には、委任状と代理人の身分証明書（免許証等）が必要となります。

## 秋田年金事務所（または街角の年金相談センター秋田）での

### 年金相談の予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1ヶ月前から相談希望日の前日までお電話で受付しています。年金事務所での相談には必ず予約が必要です。

◎予約先電話番号：018-865-2392（秋田年金事務所）

※音声案内「1」→「2」を押してください。

0570-05-4890（予約受付専用電話）

※年金相談に関する一般的なお問い合わせは0570-05-1165（ねんきんダイヤル）へ

年金相談や手続きの予約をする際には、

- ・基礎年金番号 または マイナンバー
- ・相談者氏名
- ・電話番号
- ・相談内容

等について、確認させていただきます。

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合があります。

また、相談内容により、多少お待ちいただくことがありますので、予めご了承願います。

※事前に予約のない方については、相談できない場合がありますのでご留意願います。

## ◎秋田年金事務所

秋田市保戸野鉄砲町5－20

平 日 … 8：30～17：15

※週初の開所日 … 17：15～19：00

第2土曜日 … 9：30～16：00

☎ 018-865-2392 ※音声案内「1」→「2」を押してください。

※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。

ご相談、お手続きの際は、予約が必要です。



# 街角の年金相談センター秋田（オフィス）

秋田市東通仲町4-1

秋田拠点センターALVE2階

※街角の年金相談センターでは、“対面による年金相談”を行っております。年金相談を希望される場合は、予約が必要です。

◎予約先電話番号：018-865-2392（秋田年金事務所）

※音声案内「1」→「2」を押してください。

※「街角の年金相談センター」では、年金証書、振り込み通知書等の再発行について、即時交付は行えません。再発行をご希望の方は、後日送付となりますので予めご了承ください。



※年金事務所による男鹿の年金出張相談（予約制）は令和7年3月で終了しました。

# ～遺品の処分について～

○遺品を整理し、処分される場合は、下記の処分方法がありますので、参考としてください。

一時  
多量  
ごみ



◆引っ越し、冠婚葬祭、庭木の剪定などで、一時的に多量に出たごみは、市の認定を受けたうえでハ郎湖周辺クリーンセンターに自己搬入できます。

※処理手数料は搬入当日にお支払いください。



## 受付場所

市生活環境課 ☎24-9114  
若美支所 ☎46-2111  
北浦コミセン ☎33-2111  
脇本コミセン ☎25-2111  
船越コミセン ☎35-2111

受付時間／午前8時30分～午後5時  
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

- クリーンセンターへの搬入時間は、月曜日から金曜日は午後1時から午後4時30分まで、土曜日は午前8時30分から正午までとなります。  
※1月1日から3日は搬入できません。
- クリーンセンターにごみを搬入する際は、市が発行する「ごみ搬入認定書」が必要です。右の受付場所で、搬入するごみの確認と認定書の発行を受けてください。

粗大  
ごみ

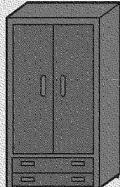
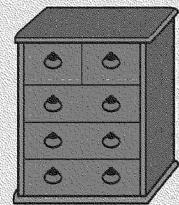
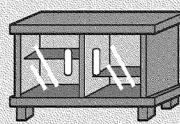
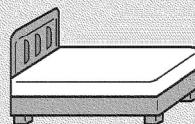


有料による戸別収集を実施しています。

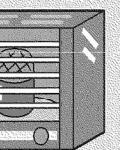
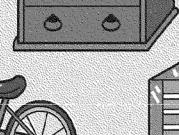
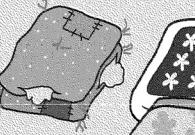
集積所に出すことはできません。

粗大ごみ受付センターに電話でお申し込みください。

## 家具類



## 家電製品類



## 寝具類



## 乗物類

粗大ごみ受付センター ☎0120-12-5383

受付時間／午前8時30分～午後5時(土・日・祝日、1月1日～3日を除く)

## 手続き方法

- 受付センターに電話をして、収集日、手数料などを確認してください。

※収集日に「在宅」の場合と「不在」の場合では手順が異なります。

### ◆収集日在宅の場合

- 指定された日時に、収集業者が回収に伺いますので、業者から直接証紙を購入しごみを引き渡してください。



### ◆収集日に不在の場合

- 受付センターで確認した金額分の証紙を市役所、支所、出張所などで購入してください。

②購入した証紙をごみの見やすい部分に貼るか、ひもで結びつけてください。

③指定された日時までに自宅前にごみを出してください。

④収集業者が回収します。

※処理手数料はごみの出し方便利帳をご覧ください。

# ～市で収集しないごみについて～

○遺品を整理するなかで、市で処分できない物もあります。

下記を参考に専門業者へ問い合わせください。

## パソコン

## 市で処理できません

◆「資源有効利用促進法」により、製造メーカーによる回収・リサイクルが義務づけられています。

製造メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協議会  
(<http://www.pc3r.jp/>)にお問い合わせください。



デスクトップパソコン、  
ノートパソコン、  
周辺機器

●ケースデンキ男鹿店では(☎0185-35-2551)小型家電リサイクル法により、家庭用パソコンに限り店頭にて引き取りしています。なお、事業者からの持ち込みは固くお断りしています。また、パソコンに付属のモニター等については、別途リサイクル料金が必要になります。詳細は店頭にてお問い合わせください。

## 処理困難物

## 市で処理できません

ガスボンベ、消火器、廃油、バッテリー、  
耐火金庫、ピアノ、農薬、塗料など



●購入した販売店または専門業者にお問い合わせください。

## 事業系ごみ

## 市で処理できません

◆小売店、飲食店などの事業活動によって出たごみは、各地区のごみ集積所に出すことはできません。

●市の許可を受けた業者(P9参照)に処理を依頼してください。

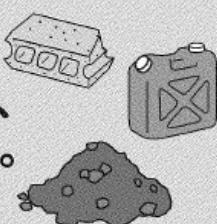


## 産業廃棄物

## 市で処理できません

◆事業活動によって出た汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類などは産業廃棄物です。

●産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。



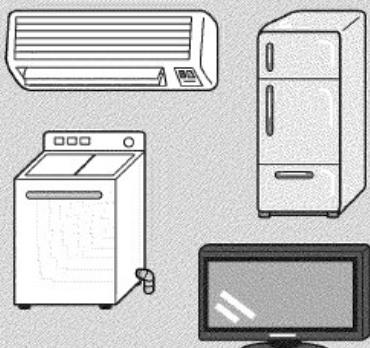
## 家電4品目

## 市で処理できません

◆家電リサイクル法により、販売店の引き取り、メーカーによるリサイクルが義務づけられています。

●次の方法により引き取りを依頼してください。  
・購入した(する)販売店に引き取りを依頼する。  
・指定された引き取り場所に持ち込む。  
・専門業者に引き取りを依頼する。

テレビ、エアコン、  
冷蔵庫・冷凍庫  
洗濯機・乾燥機



### ●指定引き取り場所

- ・日本通運株式会社秋田支店  
秋田市土崎港穀保町130-38 ☎018-816-0202
- ・株式会社阪東商店  
秋田市向浜1-3-11 ☎018-862-5734

●営業日、営業時間、リサイクル料金等は上記の引取場所にお問い合わせください。



# 空き家・空き地どうしよう

## 男鹿市空き家・空き地バンクでは 貸す家 売る家を募集しています。

男鹿市内の空き家・空き地の有効活用を通して、移住・定住を促進し、あわせて景観の保全、集落の維持や防犯・防災体制の維持などに繋がる制度です。

### ■空き家を放置すると

老朽化による倒壊や暴風による屋根等の剥離が起こる危険性が高くなります。

人的・物的被害を未然に防ぐために所有者等自らの適正な管理をお願いします。

### ■空き家等に関する相談体制

空き家の管理(定期的な見回り、雑草の除去等)について

遠方に住んでいるなど自身で空き家の管理ができない場合は、男鹿市シルバー人材センターで空き家管理(有償)を行います。

詳しくは裏面をご覧ください。

### ■男鹿市へ移住する世帯について

定住人口の増加による地域の活性化を図るために、男鹿市へ移住する世帯の住宅取得に支援します。

### ■空き家・空き店舗について

空き家・空き店舗を活用し、新規出店等にチャレンジしようと/orの方に対して、対象施設の改修や賃貸費用の一部を補助します。

賃貸や売買を希望する物件をお持ちの方から、情報を提供・登録していただきたいうえで、市公式ホームページへの掲載などを通じて、利用を希望する方に情報を提供します。

#### 登録できない物件

- 倒壊等の危険がある
- 生活の場として機能しない
- 登録希望者に所有権がない
- 抵当権が抹消されていない

空家等に関する相談窓口 気軽に相談してください

男鹿市総務企画部危機管理課

TEL：0185-24-9113

FAX：0185-23-2424

メール：[kikikanri@city.oga.akita.jp](mailto:kikikanri@city.oga.akita.jp)

# 空き家の除却費用を一部補助します

男鹿市内に存在する危険な空き家を所有者等による自らの除却に対して補助を行い、倒壊や飛散より人的、物的被害を未然に防止することを目的としております。

対象となる物件は？

- A 現地にて不良度住宅判定基準による危険度調査を行い、危険と判断された建物に対して、市より助言指導が行われた建物
- B 判定基準には満たないものの、適正な管理がされず倒壊の恐れがあり除却が必要と思われる建物

補助金の額は？

- A 除却費（解体費、廃材運搬費、処分費）の50パーセント（上限50万円）
- B 除却費（解体費、廃材運搬費、処分費）の20パーセント（上限20万円）

金融機関での除却費に対する融資制度の軽減もあります。

その他要件もありますので、詳しくは空家等に関する相談窓口へお気軽にご相談ください。

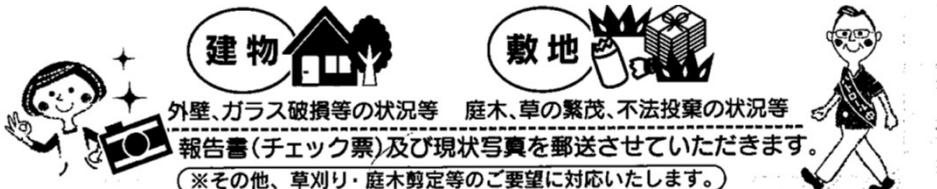
## 困っていませんか？空き家管理

空き家の状態がわからず不安に感じた事はありませんか？

シルバー人材センターに

空き地

空き家管理をお任せください！



外壁、ガラス破損等の状況等 庭木、草の繁茂、不法投棄の状況等  
報告書(チェック票)及び現状写真を郵送させていただきます。  
※その他、草刈り・庭木剪定等のご要望に対応いたします。

男鹿市ふるさと納税返礼品に「空き家見回りサービス」を登録しています。遠方に住んでいる方などのために、見回りを行い、庭木、雑草等の状況や家屋の老朽箇所、災害時の被害状況等の写真を送付します。

お問い合わせ先  
相談窓口はこちら



公益社団法人  
**男鹿市シルバー人材センター**

電話 0185-23-2300

FAX 0185-22-1106

ホームページ <https://www.sjc.ne.jp/ogashi/>

# お問合せ

男鹿市役所 本庁

〒010-0595

◎開庁時間 8:30~17:15

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

閉庁日 土日・祝日・年末年始

	課名	班名	直通電話番号
一階	生活環境課	市民サービス班（総合窓口）	0185-24-9111
		保険班	0185-24-9112
		環境安全班	0185-24-9114
二階	介護サービス課	介護班	0185-24-9119
		地域包括支援センター	0185-24-3322
三階	福祉課	福祉班	0185-24-9117 0185-24-9120
		保護班	0185-24-9118
		課税班	0185-24-9134 0185-24-9135
	税務課	債権管理班	0185-24-9136
	会計課	会計班	0185-24-9110
四階	農林水産課	農業振興班	0185-24-9137
		基盤整備班	0185-24-9138
		水産林業振興班	0185-24-9139
五階	農業委員会事務局		0185-24-9153
	建設課	都市計画班	0185-24-9144 0185-24-9146
		建設班	0185-24-9145

※担当がわからない・迷ったときは

0185-24-9111（生活環境課 市民サービス班）におかけください。

	課名	班名	直通電話番号
二階	子育て健康課	子育て支援班 (こども家庭センター)	0185-24-9147
		健康推進班	0185-24-3400
	観光課	観光班	0185-24-9141
	男鹿まるごと売込課	売込班	0185-24-9142
		エネルギー・商工港湾班	0185-24-9143
	文化スポーツ課	スポーツ振興班	0185-24-9102
		文化ジオパーク推進班	0185-24-9103
	財政課	財政班	0185-24-9129
			0185-24-9130
		管財班	0185-24-9131
三階	企画政策課	企画広報班	0185-24-9122
		移住定住促進班	
		広報・統計担当	0185-24-9123
	総務課	総務班	0185-24-9125
		デジタル推進班	0185-24-9125
		人事班	0185-24-9127
	危機管理課	危機管理班	0185-24-9113
教育委員会	教育総務課	総務班	0185-24-9100
		生涯学習班	0185-24-9133
	こども未来課	教育未来班	0185-24-9101
		保育未来班	0185-27-8074

※担当がわからない・迷ったときは

0185-24-9111（生活環境課 市民サービス班）におかけください。

# 若美庁舎

◎開庁時間 8:30~17:15

閉庁日 土日・祝日・年末年始

〒010-0493

秋田県男鹿市角間崎字家ノ下452番地

課名	班名	直通電話番号
若美支所		0185-46-2111
農業委員会 若美駐在（月・火曜日のみ） ※不在の場合がありますので事前に連絡をお願いします。		0185-46-2111
農林水産課 若美駐在		0185-46-2116
企業局	管理課	総務班 0185-46-4102
	お客さま サービス班 0185-46-4103	
	上水道班 0185-46-4105	
	下水道班 0185-46-4132	
	ガス班 0185-46-4106	

## 関連施設

施設名	電話番号	住所
いとく市民サービス窓口	0185-47-7090	男鹿市船越字内子218番地1外 月～金曜日 9:00～19:00 土・日 9:00～17:00 閉所日 祝日（祝日が日曜日にあたる場合は開所し、振替休日にあたる日を休業日とします）、年末年始
北浦コミュニティセンター	0185-33-2111	男鹿市北浦北浦字杉原9番地1
船越コミュニティセンター	0185-35-2111	男鹿市船越字船越40番地
脇本コミュニティセンター	0185-25-2111	男鹿市脇本脇本字前野8番地
五里合コミュニティセンター	0185-34-2111	男鹿市五里合神谷字下石27番地
男鹿中コミュニティセンター	0185-33-3111	男鹿市男鹿中山町字家口144番地2
戸賀コミュニティセンター	0185-37-2111	男鹿市戸賀塩浜谷字大水沢15番地2
椿コミュニティセンター	0185-27-2111	男鹿市船川港椿字東27番地
※各コミュニティセンター開庁時間 8:30～17:15 閉庁日 土日・祝日・年末年始		
男鹿市斎場	0185-25-3737	男鹿市脇本田谷沢字要沢74番地

※担当がわからない・迷ったときは

0185-24-9111（生活環境課 市民サービス班）におかけください。

メモ

メモ

